

# 意見書

園名 くほんじこども園

園児名

保護者氏名

下記の疾患で平成 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはない(症状が安定した)と判断したので、平成 年 月 日より登園してよいことを証明します。

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準(厚生労働省、保育園における感染症ガイドラインによる)以下の基準に基づき医師が判断する
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児(乳幼児)にあつては、3日を経過するまで)
	風しん	発疹が消失するから
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化してから
	帯状疱疹	水疱を形成している間
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌化腺の腫張が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え、2日経過してから
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質による治療を終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	その他の感染症( )	

園生活における  
注意事項

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン